

## 人事院会議議事録

会議日

令和6年11月14日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官  
(説明員) (職員福祉局)  
西職員福祉課長

議題

人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）等の一部改正について

令和6年11月14日

職員福祉局

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、本年の公務員人事管理に関する報告で表明したとおり、職員（非常勤職員を含む。）の子の看護休暇について、休暇の対象となる子の範囲及び取得事由を拡大する見直しを行う。

また、非常勤職員の健康確保に関する支援や適切な勤務環境の整備を進めるため、非常勤職員の病気休暇（私傷病）について有給へ見直すとともに、人間ドックを受診する場合の職務専念義務の免除の対象範囲について拡大する見直しを行う。

以上の見直しについて、令和7年4月から実施できるよう、以下のとおり関係する人事院規則及び人事院公示の改正を行うこととしたい。

## 1 人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正（人事院規則 15—14—43）

常勤職員の子の看護休暇を規定している人事院規則 15—14 第22条第1項第11号について、休暇の対象となる子の範囲を小学校就学前までから小学校3年生までに拡大する。また、休暇の取得事由に、感染症による学級閉鎖等に伴う子の世話及び子の教育・保育に係る行事への参加を追加する。

【改正後の規則 15—14 第22条第1項第11号】

## 2 人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正（人事院規則 15—15—21）

### (1) 子の看護休暇

非常勤職員の子の看護休暇を規定している人事院規則 15—15 第4条第2項第2号について、休暇の対象となる子の範囲及び休暇の取得事由に関して、常勤職員と同様となるよう、所要の改正を行う。

【改正後の規則 15—15 第4条第2項第2号】

### (2) 病気休暇（私傷病）

非常勤職員の病気休暇（私傷病）について、無給の休暇を規定している人事院規則 15—15 第2条第2項から削除し、有給の休暇を規定している同条第1項に追加する。

【改正後の規則 15—15 第4条第1項第14号】

### 3 人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の一部改正（人事院規則10—4—37）

人間ドックを受診する場合に職務専念義務の免除が可能となる非常勤職員の範囲について、各省各庁の長に一般定期健康診断の実施が義務付けられている非常勤職員の範囲と同様になるよう拡大する。具体的には、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の2分の1以上で6月以上の継続勤務をしている非常勤職員についても対象となるよう、所要の改正を行う。

【改正後の規則10—4第19条第1項及び第20条第2項】

### 4 事務総長に対する権限委任のための公示（平成6年人事院公示第14号）の一部改正（令和6年人事院公示第●号）

上記1及び2の人事院規則の一部改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示（平成6年人事院公示第14号）に関し、所要の改正を行う。

### 5 公布日、施行日等

公布日・公示日：令和6年12月2日

施行日・効力発生日：令和7年4月1日

以 上